

【法令名】

- 毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令

【掲載官報】	平成 22 年 12 月 15 日 本紙第 5458 号 3 ページ
【法令番号】	平成 22 年 12 月 15 日 政令第 242 号
【管轄省庁】	厚生労働省
【施行期日】	平成 22 年 12 月 31 日から施行 * 第 2 条第 1 項第 32 号の改正規定は、公布の日（平成 22 年 12 月 15 日）から施行
【制定の根拠】	毒物及び劇物取締法（昭和 25 年法律第 303 号）第 23 条の 8 及び別表第 2 第 94 号
【法令のあらまし】	<p>① 次に掲げる物を劇物に指定する。（第 2 条第 1 項関係）</p> <p>(一) 三ーアミノメチルー三・五・五ートリメチルシクロヘキシルアミン（別名イソホロンジアミン）及びこれを含有する製剤</p> <p>(二) オキシ三塩化バナジウム及びこれを含有する製剤</p> <p>(三) 一・三ージクロロプロペン及びこれを含有する製剤</p> <p>② 次に掲げる物を劇物から除外する。（第 2 条第 1 項関係）</p> <p>(一) 四ー [六ー（アクリロイルオキシ）ヘキシルオキシ] ー四' ーシアノビフェニル及びこれを含有する製剤</p> <p>(二) アセトニトリル四〇パーセント以下を含有する製剤</p> <p>(三) Nー [(RS) ーシアノ（チオフェンーニール）メチル] ー四ーエチルーニー（エチルアミノ） ー一・三ーチアゾールー五ーカルボキサミド（別名エタボキサム）及びこれを含有する製剤</p> <p>(四) 四ーシアノー三ーフルオロフェニル=四ー [(3E) ーペンター三ーエンー ー ーイル] ベンゾアート及びこれを含有する製剤</p> <p>(五) ニーシアノーNーメチルーニー [三ー（二・四・六ートリオキソテトラヒドロピリミジンー五（二H） ーイリデン） ーニ・三ージヒドロ ー ーHーイソインドール ー ー ーイリデン] アセトアミド（別名ピグメントイエロー ー</p>

WestlawJapan 法令あらまし

	八五) 及びこれを含有する製剤 (六) 四一 [トランスー四一 [二一 (トランスー四一ブチルシクロヘキシル) エチル] シクロヘキシル] ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤 (七) 四一 [トランスー四一 [二一 (トランスー四一プロピルシクロヘキシル) エチル] シクロヘキシル] ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤
【改正される法令】	毒物及び劇物指定令 (昭和 40 年政令第 2 号)